

いきいき

橿原市社会福祉協議会・橿原青年会議所 【災害時における協力体制に関する協定】

結 式



知って安心! 成年後見制度	2
地域福祉推進委員会の活動紹介	3
令和3年度予算・令和2年度決算	4
活動報告	5
お知らせ広場	6

7
2021

「知って安心! 成年後見制度」

自分らしく暮らし続けるために

高齢者や知的障がい、精神障がいのある方が、
地域で安心して生活していけるように支援します。

地域の現状

少子高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加しています。また、知的障がい者や精神障がい者の地域生活への移行も進んでいます。こうした中、地域では、成年後見制度などの権利擁護支援に対する期待やニーズが高まっています。

権利を擁護するために

成年後見制度は、様々な理由で判断能力が十分でない方の権利を擁護する制度です。この制度では、親族や法律・福祉の専門職等が後見人となり支援します。今後、支援を必要とする方の増加により、後見人の担い手不足が見込まれています。

法人後見事業スタート

このような状況の中、適切な後見人がいないことで地域生活の継続が困難となる人もいます。そのような人を支えるため、社協では新たに成年後見制度における法人後見事業を開始しました。実施に当たっては、地域福祉を推進する中核的な機関である社協の特性を活かし、地域住民や関係機関とも連携を図りながら、その人らしい生活を支援していきます。



法人後見とは

社会福祉法人、社団法人、NPO法人等が成年後見人等になることです。法人後見では、組織で対応するため、長期にわたる場合も一貫した支援を継続的に行うことができます。また、地域のネットワークの活用や多職種連携による情報交換により、多様なニーズへの対応もできます。

支援の内容とは

成年後見人等の支援には、財産管理と身上保護があります。財産管理では、本人に代わって不動産の売買や本人に不利益な法律行為の取消等を行います。身上保護では、住居の確保や生活環境の整備、施設の入退所の契約等を行います。

成年後見制度とは

判断能力が十分でない方が安心して生活できるよう法律で保護し、支援する制度です。本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つのタイプがあります。家庭裁判所により選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が支援します。

成年後見人等がお手伝いできること

成年後見人等としてできること

- 日常的な金銭管理
- 通帳や銀行印の保管
- 遺産の分割
- 福祉サービスの利用援助
- 入退院や入退所の契約 など

成年後見人等としてできないこと

- 財産の贈与
- 利殖等を目的とした資産運用
- 買い物や通院の同行
- 手術等の医療行為の同意
- 身元保証人になること など

生活支援係

住所… 檀原市畷傍町9番地の1

檀原市保健福祉センター南館3階

電話… 0744(29)3880

FAX… 0744(29)4400

市内 16 小学校区の地域福祉推進委員会の活動を
4 回シリーズで紹介させていただきます。



● 畝傍北小学校区 ●

コロナ禍でもつながりを
絶やさない町づくり

愛称：畝傍北ふれあい会

昨年度はコロナ禍により活動を制限しましたが、ふれあいサロンは感染症対策を講じた上で、映画鑑賞に限定して実施しました。また、自粛期間中には、サロン利用者への様子伺いを兼ねて、往復はがきでアンケートを実施するとともに、広報紙で川柳を募集し、作品を掲載しました。令和3年からは、間接的な世代間交流として、中学生と高齢者とのメッセージ交換に取り組んでいます。今後も皆様のご協力よろしくをお願いいたします。



● 白檀南小学校区 ●

元気な笑顔が集う街
“白檀”を目指して

愛称：白檀地域福祉推進委員会

「安全で、安心して、安息にくらせる街づくりの推進」を目指し、白檀南・北小学校区が連携して活動しています。

白檀町は創立50周年を迎えました。これを機に発刊された記念誌にこれまでの活動を紹介するなど、様々な情報発信をして“絆”の大切さを共有する活動を推進しています。また、散策道・公園にベンチを設置し、町内を散歩する皆さんが“ちょっと一息”をつき、交流できる場所の提供などを行っています。



● 白檀北小学校区 ●

コロナに負けるな！
がんばろう白檀

愛称：白檀地域福祉推進委員会

白檀町の高齢化率は約43.5%と市内一の高齢化地域となっています。しかし、介護保険認定率は約13.4%と低く、元気な高齢者が多い地域です。

コロナ禍で活動が制限される中であっても、地域の絆や人と人との“つながり”の大切さと、自分にできることを考えてもらいたく、「地域福祉だより」を発行しました。「ゆるやかな見守り」で、誰もがいつまでも安心して暮らせる白檀を目指して活動しています。



● 今井小学校区 ●

癒しある地域づくりを
目指して

愛称：今井校区福祉推進委員会

校区の目標は「人が元気 心が豊か 癒しある歴史のまち」です。ふれあいサロンを軸に、地域の高齢者や子どもの見守り活動などを実施しています。コロナ禍でもできること、できないことを見極めて本年度も活動を休まずに継続したいと考えています。特に高齢者は生活が不活発になり、心身機能が低下するリスクがあることにも注意しなければなりません。本当の意味で癒しある地域が実現できるよう新メンバーを加えて臨みたいと思います。

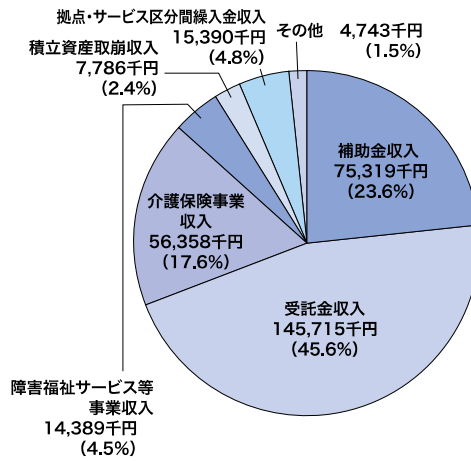


令和3年度 予算

社協の基本計画（10ヶ年計画）を軸に編成しています。令和3年度の予算総額は、前年度より3.0%減の3億1,970万円。この財源を有効活用し、地域福祉の推進に役立てます。

収入

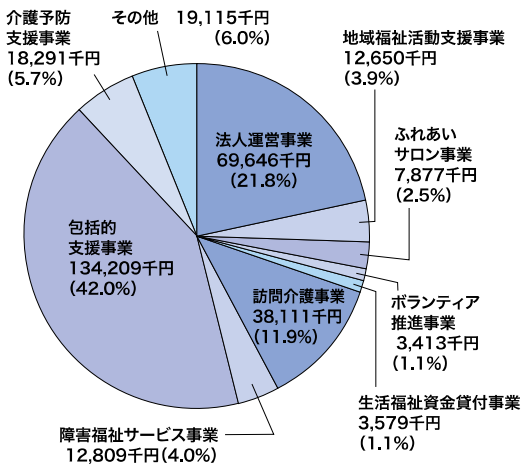
3億1,970万円



前年度と比較して1,000万円の減額となっており、積立資産の取崩しにより補う予算編成は依然として変わらず、厳しい財政状況となっています。また、介護保険事業等による財源確保も年々厳しくなるなか、限られた財源を有効活用します。

支出

3億1,970万円



支出予算を目的別に示した円グラフとなっています。地域福祉の推進や地域包括ケアシステムの深化・推進に関わる事業については一定の予算を配分しています。事業の執行に当たっては、支出の重点化を図り、経費の節減と合理化に努めます。

令和3年度事業計画

地域福祉の推進

○社協の運営

- ▼社協運営の基盤強化と透明性の確保
- ▼社協だより「いきいき」の発行

○地域福祉活動の支援

- ▼地域福祉推進計画の進捗管理
- ▼地域福祉推進委員会の活動支援
- ▼見守り活動の推進・支援
- ▼ふれあいサロンの実施・支援
- ▼障がい者団体の活動支援
- ▼共同募金運動の推進

○ボランティア活動の推進

- ▼災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- ▼福祉教育の推進

○生活福祉の充実

- ▼生活福祉資金の相談・貸付
- ▼心配ごと相談所の運営
- ▼判断能力が不十分な方の権利擁護や福祉サービスの利用援助

○ホームヘルプサービスの提供

- ▼訪問介護事業・第一号訪問事業
- ▼要介護者・要支援者等へのホームヘルプサービス

○障害福祉サービス事業

- ▼障がい者（児）への居宅介護・重度訪問介護・同行援助のサービス

○地域包括支援センターの運営

- ▼包括的支援事業
- ▼総合相談支援事業の実施
- ▼地域包括ケアシステムの深化・推進
- ▼かしはら街の介護相談室との連携
- ▼認知症高齢者への支援
- ▼生活支援体制整備の充実

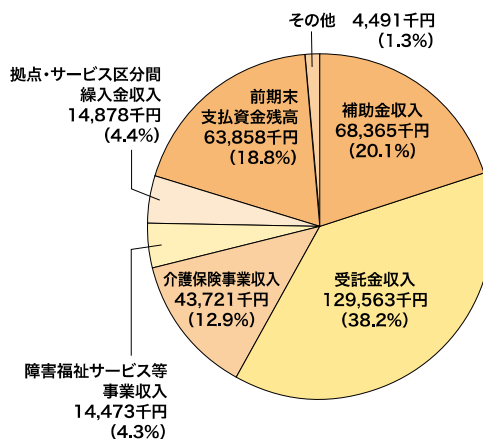
○介護予防支援事業

- ▼介護予防ケアプランの作成

令和2年度 決算

収入

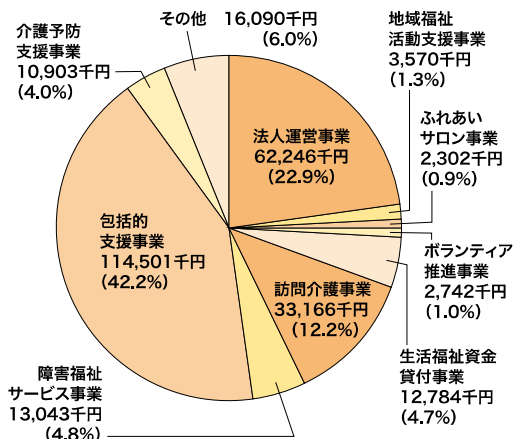
3億3,934万9,219円



コロナ禍による事務事業の増加により、生活福祉資金貸付事業の受託金が増加しています。そのため、単年度の収入額から支出額を差し引いた当期資金収支差額は414万3,771円を計上することができました。

支出

2億7,134万7,310円



事業の執行に当たっては、コロナ禍により中止や縮小を余儀なくされました。そのような状況においても、地域のつながりと福祉の歩みを途切れさせないよう工夫を図り、「みんなで作る健やかで安心して心豊かに暮らせるまち」を目指しました。

令和2年度の決算は、単年度の収入額から支出額を差し引いた収支差額が、414万3,771円となりました。これに前年度からの繰越金6,385万8,138円を含め、6,800万1,909円を令和3年度に繰越しました。

理事会・評議員会等の報告

○令和2年度第6回理事会を開催(3月19日)

- ◆事業経過報告
- ◆定款の変更 令和3年度から実施する法人後見事業を記載
- ◆事務局規程の一部改正
地域課題に効率的に対応するため組織体制を整備
- ◆嘱託職員等の就業に関する規則の一部改正
嘱託職員等の年次有給休暇の整備
- ◆非常勤ヘルパーの就業に関する規則等の一部改正
ヘルパーの雇止め及び定年の年齢の引上げ等
- ◆給与規程の一部改正 ▼第6回理事会
市職員に準じた給料の減額措置の実施
- ◆法人後見事業実施規程の制定
事業運営についての重要事項を規定



- ◆令和2年度資金収支補正予算(第1号)
- ◆令和3年度事業計画・資金収支予算(4P参照)
- ◆第3回評議員会の招集

○令和2年度第3回評議員会を開催(3月29日)

- ◆定款の変更(左記参照)
- ◆令和2年度資金収支補正予算(第1号)
- ◆令和3年度事業計画・資金収支予算(4P参照)
- ◆理事の選任 高井剛氏(檀原市職員)を選任

○令和3年度第1回理事会(決議の省略)

- ◆指定介護予防支援事業運営規程の一部改正
虐待防止等のための措置等を追加
- ◆常務理事の選定 高井剛氏を選任
- ◆評議員選任・解任委員会委員の選任
西藪公志氏(事務局長)を選任

○令和3年度監事監査の実施(5月20日)

理事の職務の執行として事業報告、計算関係書類等の監査

令和2年度 善意銀行への寄付金報告

善意銀行では、皆様からの善意の気持ち(寄付)をお預かりし、地域福祉の推進のために活用しています。皆様の温かいお気持ちを善意銀行にお寄せください。

寄付種別	件数	金額(円)
1.一般寄付	30	619,987
2.指定寄付		
(1) 地域福祉のために	16	46,000
(2) 在宅福祉のために	1	9,150
(3) ボランティアのために	1	11,150
(4) 高齢者のために	1	11,310
(5) 障がい者のために	16	185,752
合計	65	883,349

災害時における協力体制に関する協定

4月30日(金)、檀原青年会議所と「災害時における協力体制に関する協定」を締結しました。

締結式では、災害発生時の災害ボランティアセンターの設置・運営にあたり、檀原青年会議所からの人員派遣、備品や資材などの提供・貸与などの協力



体制について確認されました。今後、平常時からの協力・連携により、災害時の被災者支援の充実を図っていきます。

ありがとうございました!! 善意の窓(2月16日~5月15日)

2月17日	「憩いの川づくりプログラム事業代金」 平和橋会	1,000円
2月17日	資源リサイクル「警察と地域の連携について考える会」	500円
2月18日	こころの会 石原田町	10,100円
3月 3日	大和檀原モラロジー事務所	10,000円
3月17日	「憩いの川づくりプログラム事業代金」 平和橋会	1,000円
3月17日	資源リサイクル「警察と地域の連携について考える会」	500円
4月 2日	大和檀原モラロジー事務所	10,000円
4月 7日	こころの会 石原田町	11,100円
4月14日	「憩いの川づくりプログラム事業代金」 平和橋会	1,000円
4月14日	資源リサイクル「警察と地域の連携について考える会」	500円
5月 6日	大和檀原モラロジー事務所	10,000円
5月12日	「憩いの川づくりプログラム事業代金」 平和橋会	1,000円
5月12日	資源リサイクル「警察と地域の連携について考える会」	500円

令和2年度 奈良県共同募金会檀原支会決算報告

赤い羽根共同募金運動では、多くの皆様から募金をいただきました。皆様のご理解と温かいご協力により感謝申し上げます。

収支	科目	金額(円)
収入	共同募金収入	13,784,278
	一般募金収入	9,645,069
	地域歳末たすけあい募金収入	4,139,209
	事務費交付金収入	439,000
	雑収入	161,395
収入合計		14,384,673
支出	奈良県共同募金会への送金支出	13,784,278
	事務費・事業費支出	600,395
支出合計		14,384,673

お知らせ広場

心配ごと相談

夫婦間や子どもの家庭問題、離婚手続きなど、日常生活を営むうえで抱える心配ごとや悩みはありませんか？法律に詳しい専任の相談員が適切な助言を行います。なお、相談員には守秘義務があり、プライバシーの保護に配慮した個室での相談を行っています。

日時 火曜日 午前9時～正午
(受付) 午前11時30分まで
木曜日 午後1時～午後4時
(受付) 午後3時30分まで
※祝日、年末年始を除く。



場所 橿原市保健福祉センター南館3階 相談室1
相談料 無料 **予約** 不要(受付順)

家族介護者リフレッシュサロン

介護されている方の日頃の不安や困ったことの解消の何らかのヒントになればと、橿原市家族介護者の会が中心となり、サロン活動を行っています。

介護者の仲間を求めている方・介護について一緒に考えたい方はぜひご参加ください。

日時 毎月第2金曜日(祝日を除く)
午後1時30分～午後3時30分(出入り自由)



場所 橿原市保健福祉センター南館3階 講座室2
参加費 無料 **申込み** 不要

正規職員の募集

職種等 社会福祉士 1名
採用日 令和4年4月1日 **第1次試験日** 9月19日(日)
試験場所 橿原市保健福祉センター南館3階
応募資格 昭和61年4月2日以降に生まれ、社会福祉士の資格を有する人。又は令和4年3月取得見込みの人
受付期間 7月12日(月)～8月17日(火)

※受付は8月17日(火)までの消印有効となります。(持参の場合は(土)(日)(祝)を除きます。)

※応募に必要な書類、試験日程などの受験案内は、ホームページに掲載しています。

障がい者等地域活動推進事業助成金

障がい者団体の地域における活動を支援することにより、障がい者等の地域社会への参加と自立を促し、障がいに対する地域住民の理解と認識を深めることなどを目的とした助成金です。助成の対象となる活動は、年3回以上実施する芸術活動や余暇活動、療育活動、交流活動などです。対象となる団体や助成金の額、必要書類など詳細はお問合せください。

申・問 7月30日(金)までに必要書類を
地域福祉係へ



オレンジカフェ

認知症の方やその家族が集まって、悩みを相談したり、介護の情報を得たりする交流の場です。月替わりで軽い体操や季節の行事を行っていますので、気軽にご参加ください。

日時 毎月第3水曜日(①7月21日 ②8月18日 ③9月15日)
午後1時30分～午後3時30分

場所 橿原市保健福祉センター南館3階 講座室1

対象者 市内在住又は在勤の方で、認知症の方やその家族・介護に携わる方等

定員 15名 **参加費** 無料

申込み 氏名・電話番号を電話・FAX
又はメールで、各開催日の前日までに地域包括支援センターへ



嘱託職員の募集

職種 社会福祉士
募集人数 1名
雇用期間 令和4年3月31日まで ※更新制度有
勤務日 週5日(休日：土・日・祝等)
賃金 月額208,900円
待遇 通勤手当、有給休暇、社会保険完備等

※詳しくは、募集案内をご覧ください。募集案内及び応募に必要な書類は、ホームページに掲載しています。なお、採用者が決定したときは、この募集を終了させていただきます。

※新型コロナウイルスの影響により、行事などが中止になったり日程などが変更されたりする場合があります。



編集・発行

社会福祉法人

橿原市社会福祉協議会

〒634-0065 橿原市畷傍町9番地の1
橿原市保健福祉センター 南館
TEL 0744-29-3880(代表)
ホームページ <http://ww9.sakura.ne.jp/>
メールアドレス ikiiki@kashi-syakyou.or.jp
休館日 日曜日

- 総務・地域福祉・生活支援部門(3階)
TEL 0744-29-3880 FAX 0744-29-4400
- ホームヘルプサービス部門(3階)
TEL 0744-29-3916(直通) FAX 0744-29-4400
- 地域包括支援センター(1階)
TEL 0744-24-4301(直通) FAX 0744-24-4308

案内図

